

令和8年3月教育委員会会議議事録

1 開催日時及び場所

令和8年3月26日(木) 午後3時30分～午後5時00分
中土佐町役場4階 第2委員会室

2 出席者

教育長	岡村 光幸
教育委員	1番委員 森下 卓也
	2番委員 高橋 雅人
	3番委員 下村 麻衣子
	4番委員 竹田 慎一
事務局 次長	津野 誠

3 議事録

開 会

(岡村教育長) それでは、時間がまいりましたので、ただいまより令和8年3月定例教育委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

日程第1 前回会議録の承認

(岡村教育長) まず、日程第1、議事録の承認についてを議題といたします。

お手元のほうに議事録があると思いますが、訂正、ご意見等ありましたらお願いしたいと思っております。

(発言する者なし)

(岡村教育長) それでは、議事録の承認に移りたいと思っております。お手元の議事録で承認をしていただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議事録は承認されました。

日程第2 本会議録署名人の指名

(岡村教育長) 続きまして、日程第2、本会議録の署名人の指名につきましては、森下委員と竹田委員にお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) それでは、本会議録の署名人の指名につきましては、森下委員と竹田委員にお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3 報告1から報告4

(岡村教育長) 続きまして、日程第3、報告1から報告4までを議題といたします。

まず、報告1につきましては、2ページをご覧ください。

2月27日(金) 第2回中土佐町外国語教育推進連絡協議会

3月1日(日) テニスコート改修記念3×3バスケットボール大会

3月2日（月）第2回教育研究所運営委員会
 3月3日（火）・4日（水）公立高校入学検査・面接（A日程）
 3月6日（金）3月中土佐町議会定例会 開会
 3月11日（水）久礼中学校、大野見中学校卒業式
 3月12日（木）公立高校合格発表（A日程）
 3月13日（金）3月定例校長会
 3月16日（月）3月中土佐町議会定例会 一般質問①
 3月17日（火）3月中土佐町議会定例会 一般質問②
 3月18日（水）第3回読書活動推進委員会
 3月20日（金・祝）久礼保育所卒園式
 3月21日（土）大野見保育所卒園式、久礼小学校、上ノ加江小学校卒業式
 3月23日（月）3月中土佐町議会定例会 議案審議／上ノ加江小学校修了式
 3月24日（火）大野見小学校卒業式／町内小中学校修了式
 以上となります。

続きまして、報告2 行事等予定につきましても、同じくお手元にあるとおりです。

4月1日（水）教育委員・管理職合同研修会・町教職員研修会
 4月9日（木）町内小中学校始業式、入学式
 4月10日（金）保育所長会
 4月14日（火）中部教育事務所管内学校教育関係担当者会（いの町）
 4月16日（木）高知縣市町村教育長会議（高知市）
 4月17日（金）高岡地教連 定期総会・部会総会（須崎市）
 4月21日（火）校長・事務職員合同会／4月定例校長会

学校名	入学式	開始時刻	教育委員会
大野見中学校	4月9日	13:30	岡村 光幸
久礼中学校	4月9日	10:00	岡村 光幸
上ノ加江小学校	—	—	—
久礼小学校	4月9日	13:30	竹田 慎一
大野見小学校	4月9日	10:00	高橋 雅人

報告2は以上となります。

続きまして、報告3 専決処分の報告についてを議題といたします。

事務局、お願いします。

（津野教育次長） 報告3 専決処分の報告について、区域外通学申請等の承認についてです。

中土佐町立学校への区域外通学申請及び区域外就学の協議並びに学区外通学申請について、次のとおり承認しましたので、中土佐町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第2項の規定に基づき報告をいたします。

まず1つ目が、中土佐町立学校への区域外通学申請ということで、町外から中土佐町立学校に通学をされる方です。こちらは4名いらっしゃいます。2つ目が、町外への区域外就学協議申立てということで、中土佐町内から町外の学校に通学をする方が1名いらっしゃいます。3つ目が、中土佐町立学校への学区外通学者ということで、町内の別の学区に通学をされる方が1名いらっしゃいます。

詳細についてはお読み取りをお願いいたします。

(岡村教育長) 今提案にあったとおりですが、少し補足をしますと、3の学区外通学申請者というのは、実質は久礼のお子さんですが、大野見の萩中に住民票があります。久礼保育園に行って久礼小学校に入るということで、住民票を動かすか学区外申請を出すか、どっちかにしてくださいと伝えました。その結果、学区外申請が出ましたので、そっこのほうで処理をしたいと思います。もともと久礼小に入る予定の子供です。

ここは報告ですので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) 続いて、報告4 令和8年度教職員配置についてを議題といたします。お手元の人事異動一覧表をご覧ください。

今まで秘密会議でやってきた分の今年度の異動に関する最終になります。これと、最初に配っている人事異動一覧表とは一致するものになっています。

以上で報告4までを終わりたいと思います。

日程第4 議案

(岡村教育長) 続きまして、日程第4、議案にいきたいと思います。議案がたくさんありますので、よろしくをお願いします。

まず、議案第22号 令和8年度中土佐町教育行政方針についてを議題といたします。

お手元に教育行政方針と赤で修正が入ったものがあると思いますが。

(津野教育次長) 別冊で。

(岡村教育長) 別冊になっています。

そこ、まず1ページから赤のところ、その人数とかそういったところの数字が最新の情報に変えてあります。

続いて2ページ目の②のチーム学校の部分につきまして、その赤の部分を追記しております。要するに地域と連携してやるというところに、そのためには本町の行政や政治に関心を持つことが重要で、町議会の傍聴や子ども議会の実施に取り組みますというものを追加しております。これは議会でも質問が出ましたので、それはいいですねということで、議会の傍聴とか、子ども、代表でするので生徒会にはなろうと思うのですが、子どもが代表質問をして本物の課長が答弁をするという、そういうような流れを8年度にやろうと思います。

それから3番のところ、教育研究所の後ろに教育研究所の業務を見直しというふうに、ここに業務見直しを入れてあります。これは、前も説明したかもしれませんが、こどもセンターの中に健康福祉課の部分と教育委員会の部分が入っています。教育委員会の部分は、もうただ雑多に今まで入っていたのですけれども、教育研究所を上にかぶせて、教育研究所の下に適応指導教室とか教育研究、中土佐検定とか、いろいろな業務を持てるように変えております。センター長の下に研究所の所長がいてという中間管理職みたいな感じで研究所の所長を配置することにしました。今まで何か担当がそれぞればらばらに動きみたいなどころがあったので、そこに縦のラインを1つ置きますということです。

その業務の見直しの中で、所長も研究員も適応指導教室に関われる、要するに不登校の子どもが来たら一緒に勉強したいということに関われるようなことにしております。そういう意味の見直しです。

それから、ふるさと教育に関する内容、下のほうで、ふるさと教育の推進で、職場体験を後ろに追記をしている。

それから、3ページ、今までいろんな経済的支援をしてきましたけれども、(8) 続き

ですね、子育て支援の拡充で、子どもの成長応援金として、ゼロから18歳まで1人5万円、予算通りでしたので、これを追記しています。

それから、5ページ、大きいⅡのふるさと教育の推進の①のところに、8年度には中土佐の昔話絵本の3冊目の制作に取り組みますと書いていますが、最初が久礼の「ふたなじま」、去年が上ノ加江の「権現様の灯」で今度が大野見の本なのですが、大野見で昔話として有名なのは「おこう地蔵」です。おこう地蔵は、人柱になる話なので、親子で読み聞かせの絵本としてはどうかなという意見もあって、今のところ、「いんせき和尚」という、穀倉地帯などに、大野見に入ったら農協の周辺に田園地帯がぱっと広がるのですけれども、そこに水路を引きたいんせき和尚という人がいるのですけれども、その人のお話にしようかな、そうしたら苦労して溝を掘って田畑に水を流して、大野見がお米の穀倉地帯になった、めでたしめでたしみたいな感じになるので、それがいいかなと。

それから、ふるさと教育のところに最初に記載している町議会への参画というのも加えております。

それから、最後のページに、今言ったことを入れるために、子育て支援のところに入学準備金、それから副教材の購入支援などに加え、ゼロから18歳までを対象に子どもの成長応援金を新たに設け、幅広い支援の充実を図りますというふうに入れてあります。

それから、下の端の子どもセンター内の適応指導教室の欄で、最後の赤字のところ、その充実を図りますという言葉に変えております。

それから、6番、働き方改革のところは、「また」から後ろ、8年度よりこれはもう法律で義務づけられました。学校の職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画、これが要りますので、うちもこの3月末までにつくらないといけないので、入れております。

「学校の職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を作成し、働き方改革に取り組みますというふうな文言を入れております。これが8年度の変更になったものをマーカーで示したものです。

説明は以上になります。

(岡村教育長) 何かご質問とかありましたら。

それでは、議案第22号 令和8年度中土佐町教育行政方針について、採決をしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) そうしたら、議案第22号は、原案の一部修正のとおり議決することですよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で、議案第22号 令和8年度中土佐町教育行政方針は議決されました。

続きまして、議案第23号 中土佐町生涯学習マスタープランについてを議題といたします。

事務局、提案をお願いします。

(津野教育次長) 議案第23号 中土佐町生涯学習マスタープランについてです。

別冊のこちらをお願いします。マスタープランの2ページ目をお願いします。

まず、2ページ目に計画策定の趣旨があると思いますけれども、近年、私たちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、人々の意識や価値観も一段と多様化しています。特に本町においては、令和7年11月末時点で高齢化率は50%を超えるという、全国に先駆

けた超高齢社会に直面しています。社会構造の変化に伴い、行政が提供できるサービスや事業の規模、提供方法については、効率化や見直しが必要な局面を迎えつつあります。

ということで、私たちは限りある資源を生かしながら、提供する学習機会や文化事業の質を高めることが重要と考えます。生涯学習が果たす役割は、単なる知識の習得にとどまらず、ここに住んでよかったと町民一人一人が実感できるような日々の幸福度、ウェルビーイングを高めることにあります。今後は、地域の文化や風土を大切にしながら、住民自らが主体的に学び、交流を深めることで、町の規模は変わっても幸福度は高まる町を目指します。

本計画は、この目標を達成するための社会教育理念・方針を明確にし、質の高い生涯学習を推進する指針として策定をしていますということで、このような計画策定の趣旨に基づいて生涯学習マスタープランを策定しています。

続いて、3ページ目をお願いします。

計画の期間は、令和8年度から始まる10年間ということで、令和8年から令和17年度までの10年間ということになっています。

続いて、4ページ目をお願いします。

4ページ目に、計画の基本理念と基本方針、3つの柱を定めています。まず基本理念は、中土佐町が好きになる生涯学習、中土佐町を大好きな町にする生涯学習ということの基本理念にしています。

続いて、基本方針ですけれども、1つ目が、知と感性を育む質の高い交流拠点づくり、2つ目が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らす環境づくり、3つ目が、互いを尊重し、誰もが安心して暮らせる社会づくりを基本方針としています。

5ページ目からは、基本方針をもう少し詳しく書いたものになります。

9ページをお願いします。

9ページが計画の推進体制と評価ということで、まず、推進体制については、本計画は、教育委員会事務局が中核となり、住民共同参画や庁内の関係部署との連携により計画を遂行します。これにより、行政資源を効率的に活用し、住民サービスの質の維持・向上を図ります。また、社会教育委員会を本計画推進の諮問機関と位置づけ、事業実施計画案の承認、実施内容の報告、実績の評価を行いますということで、社会教育委員会は年3回開催していますが、その中でも事業の進捗確認などを行うようにしています。

この生涯学習マスタープランに沿って、令和8年度からの社会教育の事業を実施していくということになります。詳細はお読み取りいただきたいと思います。

説明は以上になります。

(岡村教育長) 以上で説明は終わりましたけれども、質問等ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

(岡村教育長) それでは、議案第23号の決を採りたいと思います。

議案第23号は、原案どおり議決ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第23号は議決されました。

続きまして、議案第24号 中土佐町立学校の職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてを議題といたします。

事務局、お願いします。

(津野教育次長) 議案第24号 業務量管理・健康確保措置実施計画についてです。

こちらも別冊のこの計画書のほうをご覧ください。

中土佐町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置計画ということで、まず2ページ目をお願いします。

この2ページからが計画の趣旨ということで、こちらもちよっと読み上げたいと思います。

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、児童生徒の多様な課題への対応など、学校にはこれまで以上に複雑かつ困難な業務が求められています。こうした状況の中、本町の教職員が心身ともに健康で、生き生きと教育活動に従事し、その専門性を最大限に発揮するためには、ワーク・ライフ・バランスを確保し、学校における働き方改革を一層推進することが不可欠です。そのため、本町では、高知県が導入した統合型校務支援システムによる教育DXの推進や、教員業務支援員等の外部人材の配置・拡充などを通して、学校における働き方改革に係る取組を進めてきました。これにより、時間外在校時間等の上限月45時間、年360時間の遵守に向けた一定の成果は見られるものの、依然として上限時間を超える長時間勤務の教職員が一定数存在しており、教職員が本来業務に真に向き合う時間や教職員自身が健康で生き生きと勤務できる環境、ウェルビーイングの確保に向け、さらなる取組が必要になっています。

国においては、令和6年8月の中央教育審議会で、令和の日本型学校教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方針についての答申を踏まえまして、令和7年6月に公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、給特法といたしますけれども、こちらが改正をされました。これにより、令和11年度までに時間外在校時間を月30時間程度に削減する指針が示されるとともに、教育委員会に対してこの業務量管理・健康確保措置実施計画の策定、公表、総合教育会議への報告が義務づけられたということになります。

本計画は、給特法の8条に基づく業務量管理・健康確保措置計画として教職員の業務量の適切な管理及び健康福祉の確保を図るために策定をするものですということで、こちらが計画の趣旨になります。

計画の対象職員は、(2)にありますように、中土佐町立学校に勤務する教職員が対象となります。

下の表は、令和6年度の時間外在校時間の状況ということになります。小学校全部まとめたものですが、小学校でいくと月平均が35時間18分、中学校が月42時間45分という令和6年度の実態になっています。

続いて、3ページをお願いします。

3ページに計画の目標、2の目標のところですが、(1)時間外在校時間に関する目標については、45時間以下の割合を100%にするということが一つの目標です。2つ目のワーク・ライフ・バランス、働き方に関する目標については、年次有給休暇の取得を15日以上にするすとか、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させるといった目標を定めています。3つ目が、計画の期間ということで、こちらの計画は令和8年度から令和11年度までの4年間ということになっています。4つ目が実施する業務量管理・健康確保措置の内容ということで、まず実施する内容については、3ページ下の学校以外が担うべき業務と、4ページのロのところですね、各学校の取組を推進するために教育委員会が取り組む内容。3つ目が5ページの各学校において取り組む見直しというこの3つの内容になっています。こちらが業務量管理・健康確保措置に関する取組の内容となっています。

6ページの(3)は、教職員の健康及び福利の確保に関する取組ということで、こちらは健康面に関する取組ということで、メンタルヘルス対策の確実な実施ですとか、休暇取得の促進、こういったもの、こういったところを推進するということになっています。

7ページをお願いします。

7ページの下の方5番、関連する取組、今後のフォローアップについてということで、取組の着実な実行を図るため、町内学校の教職員の在校時間等の状況を把握し、毎年度公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告をすることとなっています。

計画の説明は以上になります。

(岡村教育長) 今、説明がありましたけれども、ご質問等はございませんか。どうぞ。

(下村委員) 最初の2ページ目にあるこの在校時間の状況ですけれども、この計算方法は、教員だけで、職員は関係なく、教員だけですか。

(津野教育次長) 教員だけです。

(下村委員) 教員だけ。教員に対して何%というのは、これ人数ですか。その29.4%とか45.4%。

(津野教育次長) そうですね、はい。全体の人数に対する割合ですね。

(下村委員) 特定の先生がすごく大きいとかというのは、ならされているわけじゃなくて、人数で出ているんですね。

(津野教育次長) そうです。

(下村委員) 3ページですけれども、ワーク・ライフ・バランスの働きがいにあるこのストレスチェックで出てきているのは、時間が原因でストレスが多いのか、業務内容がきつくてストレスが多いのかというのは、分かる内容なのですか。

(津野教育次長) 質問項目が時間のことだけではないので、もう仕事、職場のこと全体を通じてなので、時間だけではないですね。

(下村委員) 時間だけではない。ありがとうございます。

(岡村教育長) それでは、議案第24号 中土佐町立学校の職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、議決を採りたいと思います。

原案のとおり賛成の方、原案のとおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第24号は議決されました。

議案第25号から議案第28号まで、委嘱に関しての部分ですので、一括にてやりたいと思います。

事務局、お願いします。

(津野教育次長) 議案第25号 中土佐町立美術館長の委嘱についてということで、美術館長の任命について、教育委員会の議決を求めるものです。

美術館長につきましては、市川雅彦さん。任命年月日は令和8年4月1日、期間については4月1日から令和9年3月31日までとしております。

続いて、議案第26号 中土佐町立上ノ加江公民館長の委嘱についてです。

上ノ加江公民館長については、山本真紀さん。任命年月日、任期については同様です。

続きまして、議案第27号 中土佐町立教育研究所長の委嘱について。

研究所長につきましては、矢野芳恵さん。任命年月日、期間については同様です。

続いて、議案第28号 中土佐町スポーツ振興監の委嘱についてです。

振興監につきましては、松下昇平さんに引き続きお願いをします。任命年月日、任期については同様となっております。

以上です。

(岡村教育長) ただいまの説明に対して、ご質問等ございませんか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ないようでしたら、まず、議案第25号 美術館長の委嘱について議決したいと思いますけれども、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第25号は原案どおり議決されました。

続きまして、議案第26号 公民館長の委嘱について議決を採りたいと思います。

原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第26号は原案どおり議決されました。

続いて、議案第27号 教育研究所長の委嘱について、原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第27号は原案どおり議決されました。

議案第28号 中土佐町スポーツ振興監の委嘱について、原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第28号は議決されました。

続きまして、29号、30号は一緒でも。

(津野教育次長) はい、構いません。

(岡村教育長) 議案第29号 中土佐町乳児等通園支援事業の事業所の確認についてと議案第30号 中土佐町乳児等通園支援事業実施要綱についてを議題といたします。

事務局、お願いします。

(津野教育次長) まず、議案第29号 中土佐町乳児等通園支援事業の事業所の確認についてです。

こちらにつきましては、12月の定例教育委員会で乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例というのを報告したのですけれども、それに伴う事業を実施する事業所の確認ということになります。

12ページをお願いします。

この乳児等通園支援事業の事業所は、中土佐町立久礼保育所を指定して事業を実施することになります。

続いて、議案第30号、同じく中土佐町乳児等通園支援事業の実施要綱ということで、14ページ目からの実施要綱について詳しく内容を決定しているということになります。

14ページのまず第4条、実施施設については、先ほど確認をいただいた中土佐町立久礼保育所でこの事業を行うですとか、14ページの裏の7条をお願いします。利用時間については、対象乳幼児1人につき一月当たり10時間を上限とするですとか、利用時間は

1時間単位とするといった、こういった詳細なものを決定しております。

ただ、中土佐町は現在一時保育という制度を利用しているので、このこども誰でも通園制度というのを利用するケースは少ないのではないかと思います。

説明は以上です。

(岡村教育長) ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問等ございますか。お願いします。

(下村委員) 一時保育とこの事業とのすみ分けって、何が大きく異なるのですか。

(津野教育次長) まず、こども誰でも通園制度は1時間単位で利用できる。現在の一時保育については半日か1日かというところですね。ただ、この「誰通」は1時間当たり300円という価格設定があります。

(岡村教育長) これはもう国のほうで。

(津野教育次長) 国で制度化されたので、はい。

(岡村教育長) そういうことになります。

ほかにご質問等ございますか。

(発言する者なし)

(岡村教育長) ないようでしたら、議案第29号と30号の採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) では、議案第29号 中土佐町乳児等通園支援事業の事業所の確認について、原案どおり議決することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第29号は議決されました。

続いて、議案第30号 中土佐町乳児等通園支援事業実施要綱についてを採決したいと思えます。

議案第30号は原案どおり議決することによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第30号は議決されました。

続きまして、ここもか、議案第31号から議案第33号までを一括して事務局は説明を。

(津野教育次長) 3まで一緒に構いません。

(岡村教育長) 33まで。

(津野教育次長) はい。構いません。

(岡村教育長) 続きまして、議案第31号 中土佐町特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてから、議案第33号 公立施設の公定価格の告示を廃止する告示についてを議題といたします。

事務局、お願いします。

(津野教育次長) 議案第31号 中土佐町特定教育・保育施設等給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてです。

こちらにつきましては、18ページをお願いします。

まず、児童1人に対して、現在月額副食費4,500円と定めているものを国基準の月額副食費に、及び主食1,000円を1,250円に改めるもので、これは中土佐町の方が広域でほかの保育所に入所した場合の給食費を補助する場合の金額の改定ということに

なります。

今まではこの要綱で月4,500円、1,000円と定めていたものを、今後は国基準、1,250円と改正するものです。

続いて、議案第32号の中土佐町立保育所給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する要綱についてです。

こちら金額は同じなのですが、こちらの要綱は、町外の方が中土佐町の保育所に広域で入所した場合の保育費を徴収する金額ということになります。同じく4,500円を国基準の上限に改めるということになります。ちなみに、国基準の月額副食費は令和8年度は5,100円になるということです。

続いて、議案第33号の公立施設の公定価格の告示を廃止する告示についてということで、こちらは25ページをお願いします。

現在、この告示によって広域保育を受託する場合の委託先の市町村から徴収する金額をこの告示によって定めているのですが、この告示を廃止して国基準の公定価格を利用することになります。

ちなみに、国価格の公定価格でいきますと、例えば(3)の乳児18万3,360円という金額は、国基準でいくと19万3,000円程度に、若干上がるというような基準になりますけれども、今後は国の公定価格を使用することによって、この現在の告示を廃止することになります。

説明は以上です。

(岡村教育長) 今、議案第31号から33号まで説明がありましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。

要は全てが国基準になるということですね。

(津野教育次長) はい。

(下村委員) 今までは地域価格みたいになっていたのですか。

(津野教育次長) はい。その国基準を基に市町村で定めていたということです。

(岡村教育長) ほかにご質問等ございませんか。

(発言する者なし)

(岡村教育長) ないようでしたら、議案第31号から第33号の採決に移りたいと思います。

まず、議案第31号を原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第31号は議決されました。

続いて、議案第32号を原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

議案第32号は原案どおり議決されました。

続いて、議案第33号を原案どおり議決することよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

全員一致で議案第33号は議決をされました。

以上で、日程第4、議案を終了したいと思います。

日程第5 協議

(岡村教育長) 日程第5、協議に移りたいと思いますが、議案。

(津野教育次長) ありません。

(岡村教育長) 委員さんの中で何か協議したい案件はございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

日程第6 その他

(岡村教育長) 特にないようですので、次の日程第6、その他に移りたいと思います。まず1つ目は、4月1日に行われます教育委員管理職合同研修会及び懇親会、事務局、お願いします。

(津野教育次長) このクリップ留めの案内文書があると思います。

まず1つ目が、4月1日午前中の保育所長、校長、教頭及び教育委員合同会のご案内です。2枚目が、4月1日午後にあります小中教職員研修会のご案内、3枚目が1日の17時30分から予定しています合同の懇親会のご案内ということになります。

後ほど出欠も確認させていただきたいと思います。

以上です。

(岡村教育長) 少し補足をさせていただきますと、10時半からの会につきましては、管理職との会になりますので、ぜひご参加をお願いしたいと思います。その日の午後の分、教職員研修ですけれども、2枚目の真ん中の紙の後ろに日程が書いてありますけれども、開会行事、町長のご挨拶があって、その後、教職員紹介を先にやります。これが終わるまではいただいて、あとはまた私の説明になりますので、ここは午前中と半分以上かぶりますので、ここは退席されていても構いませんので、ここまでは、2時15分あたりまではよろしくお願ひしたいと思います。

その後、懇親会になりますので、また改めてになりますけれども、5時半からあずまへお集まりいただければと思います。

出欠のほうは次長に。今大丈夫ですか。

(津野教育次長) 今確認してもいいですか。

(岡村教育長) ありがとうございます。

それでは、日程第6、その他の続きへいきたいと思います。

次回日程につきまして提案したいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) 次回は5月14日木曜日、13時15分から庁舎3階の防災対策室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(岡村教育長) ありがとうございます。

そうしたら、次回は5月14日、13時15分からということで行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

閉会

(岡村教育長) 以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

どうもありがとうございました。

上記は会議の次第を記したものであり、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月26日

教育長 園村 光幸

委員 森下 卓也

委員 竹田 慎一